

- (1) 貸金業者の登録申請手数料 43,000円 → 150,000円
- (2) 貸金業者の登録更新申請手数料 43,000円 → 150,000円
- 3 食品衛生法の一部改正に伴う関係条項の整理
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条第1項第592号及び第593号の改正規定は平成16年1月1日から、第2条第1項第8号から第42号までの改正規定は食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行することとした。
- 5 この条例の施行に伴い、熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を改正することとした。

◇記号式投票に関する条例の一部を改正する条例

- 1 期日前投票を記号式投票の対象外とするため、関係規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 申請者に対する発行手数料を定めることとした。（第2条関係）
 - (1) 申請者は、都道府県知事の発行した電子証明書を法第3条第7項の規定により住所地市町村長から提供を受ける際、発行手数料を知事に納付することとした。
 - (2) 知事は、納付された手数料を法第34条第1項に規定する者で知事が認証業務を行わせることとしたもの（以下「指定認証機関」という。）に納付することとした。
 - (3) 指定認証機関は、発行手数料を収入として收受し、発行手数料の額は、指定認証機関が行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が定めることとした。
 - (4) 指定認証機関は、あらかじめ発行手数料の額について知事の承認を受けることとした。
- 3 電子署名検証者に対する情報提供手数料を定めることとした。（第3条関係）
 - (1) 署名検証者（法第17条第4項に規定する署名検証者をいう。）は、法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供及び同条第2項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受けたときは、情報提供手数料を指定認証機関に納付することとした。
 - (2) 指定認証機関は、情報提供手数料を収入として收受し、情報提供手数料の額は、3（1）の失効情報の提供及び失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が定めることとした。
 - (3) 指定認証機関は、あらかじめ情報提供手数料の額について知事の承認を受けることとした。
- 4 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定めることとした。（第4条関係）
- 5 この条例は、法の施行の日から施行することとした。
- 6 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）等の一部を改正し、電子証明書発行手数料の徴収及び指定認証機関への納付に係る事務について同条例別表に掲げる事務に加えることとした。

◇熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

- 1 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項の検査に關しては、県内全域を中央家畜保健衛生所の管轄区域とすることとした。（第1条関係）
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。（第1条、第2条及び第4条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県本渡警察署の管轄区域から「龍ヶ岳町」を除外することとした。
- 2 熊本県大矢野警察署の名称、位置及び管轄区域を次のように改めることとした。

名 称	位 置	管 轄 区 域
熊本県上天草警察署	上天草市	上天草市全域 宇土郡のうち三角町

- 3 この条例は、平成16年3月31日から施行することとした。